

まん延防止等重点措置期間におけるチェックシート

年 月 日

※記入上の注意

- ・各項目の「はい」「いいえ」欄に、チェックマーク（✓）を記載してください。
- ・□は、該当する欄に、チェックマーク（✓）を記載してください。

調査内容		はい	いいえ										
1. 酒類の提供を行っているか。 (提供時間 市：11時～19時／町村：11時～20時)													
2. 営業時間短縮要請に応じているか (営業時間 市：20時まで／町村：21時まで)													
3. 感染防止認証ゴールドステッカーの先行発行をしているか		はい	いいえ										
4. 感染防止認証ゴールドステッカーの申請状況について													
<input type="checkbox"/> 申請未実施	<input type="checkbox"/> 申請予定 (申請予定日： 月 日)												
<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> ゴールドステッカー発行済み												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td align="center" style="width: 10%;">申込番号</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> </table>		申込番号											
申込番号													
<input type="checkbox"/> その他 ()													
5. 同一グループでの飲食時は原則2名以内に制限している。 (7月11日まで)													
6. 店内入口に消毒設備を設置している。		はい	いいえ										
7. 入場時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかけている。 (入店時に難しい場合は注文時)		はい	いいえ										
8. レジ等の遮蔽(しゃへい)及び支払 レジ等での対面接客時に、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽する。コイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入している。													
9. マスク会食の徹底 食事中以外のマスク着用を掲示又は呼びかけにて行っている。		はい	いいえ										
10. アクリル板等(パーティション)の設置 ※「①及び②」、又は③のいずれかに該当している。		はい	いいえ										
①座席と座席の間にパーティションを設置している。(同居家族等であることが確認できる場合は、設置していなくても良い)													
②パーティションの高さは、目を覆う程度の高さである													
③座席の端と座席の端の間隔を1m以上確保している													

<p>1 1. トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。</p> <p>※店内にトイレがない場合や、和式トイレ・身体障がい者用トイレ等蓋がないトイレの場合は、「はい」にチェックして下さい</p>	はい	いいえ
<p>1 2. トイレ使用後の消毒</p> <p>トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示している。</p>	はい	いいえ
<p>1 3. 喫煙スペースの利用方法</p> <p>喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らすことや、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けることや会話を控えるよう注意喚起を行っている。</p> <p>※喫煙スペースがない場合は、「はい」にチェックしてください。</p>	はい	いいえ
<p>1 4. CO2センサーを設置しているか。</p>	はい	いいえ
<p>1 5. 換気の徹底について</p> <p>①から④のいずれかに該当している。</p> <p>①【建築物衛生法の対象施設（3,000㎡以上）（換気設備を備えている場合）】 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている 飲食店の部屋の中央で床から75cm～150cmの高さでCO2濃度を測定し、1,000ppm以下であること ※建築物衛生法・・・建築物における衛生的環境の確保に関する法律</p> <p>②【上記対象外施設】 換気設備により換気を行っている（換気設備により必要換気量（一人当たり毎時 30 ㎡）を確保している） 飲食店の部屋の中央で床から75cm～150cmの高さでCO2濃度を測定し、1,000ppm以下であること</p> <p>③【上記対象外施設、上記対象施設（換気設備を備えていない場合）】 窓・ドア等を定期的に開放している （定期的に換気（30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける））することにより、十分な換気を行っている）等</p> <p>夏場、冬場など、窓開けによる換気により適切な温度・湿度が確保できない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機を使用している</p> <p>④ テラス席等屋外施設で換気の必要がない</p>	はい	いいえ
<p>1 6. 店舗自らが項目を定めるチェックリスト</p> <p>各施設・事業者は、施設内のリスク評価をしたうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを自ら作成するとともに、当該チェックリストによる毎日の確認について公表している。</p>	はい	いいえ
<p>1 7. 感染防止・追跡対策</p> <p>感染防止宣言ステッカーの導入に加え、感染リスクの早期把握のため、国が提供する濃厚接触通知アプリの利用の周知、及び大阪コロナ追跡システムQRコードを掲示している。</p>	はい	いいえ